

# 株式会社 J T B アセットマネジメント定款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 J T B アセットマネジメント（英文では J T B  
A S S E T M A N A G E M E N T C o r p . ）と称する。

(目的)

第 2 条 当社の目的とする事業は次のとおりである。

1. 不動産の所有、賃貸、管理、売買、仲介及び鑑定 of 事業
2. 建築・土木・造園工事の設計、施工、監理及び請負事業
3. 建築・土木・造園工事の資材、器具、備品類の販売及び斡旋事業
4. 都市再開発、観光開発その他土地開発に関する設計及び建設コンサルタント事業
5. 建築物及び付属設備の警備、清掃、保守、保全管理、営繕及び管理事務代行
6. 商業施設・店舗、宿泊施設等の内装設計及び内装仕上工事
7. 商業施設・店舗、宿泊施設等の内装仕上げに関する大工工事
8. 商業施設・店舗、宿泊施設等の屋内外広告に関する設計及び鋼構造物工事
9. 商業デザイン、各種広告物デザイン及び広告、宣伝事業
10. 商業施設・店舗、宿泊施設のデザイン企画に関する事業
11. 第一種貨物利用運送事業
12. 金銭の貸付に関する事業
13. 旅館、ホテル、レストラン等の経営及びコンサルタント事業
14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及びコンサルタント事業
15. 研修所、文化教室等の経営及びコンサルタント事業
16. クアハウス、老人ホーム等の経営及びコンサルタント事業
17. ゴルフ場、スポーツクラブの会員権の売買及び斡旋事業
18. 公園、遊園地、駐車場の管理に関する事業
19. 工業用地、住宅用地等の造成事業
20. 損害保険の代理店業
21. 倉庫業
22. 店舗・オフィスに関する機器（中古品を含む）等の販売、買取、リース

業務、レンタル業務及び修理業

- 23. 古物商
- 24. 煙草、印紙、切手、酒類、飲料水、食料品等の販売に関する事業
- 25. 労働者派遣事業
- 26. 金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
- 27. 不動産投資顧問業（一般・総合）
- 28. 不動産特定共同事業
- 29. 前各号に関連する物品・資材の発送・配送及びその保管事業
- 30. その他前各号に付帯し、又は関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告が出来ない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

## 第 2 章 株 式

（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、16,000株とし、当社の発行可能種類株式総数は、普通株式が15,999株、A種優先株式が1株とする。

（株式の譲渡制限）

第6条 当社の株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

（株式に関する事項）

第7条 当社の発行する株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定めるところによる。

（基準日）

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有す

る株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によって、2週間前までに公告して、一定の日現在の株主名簿に記載された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

## 第2章の2 A種優先株式

### (A種優先配当金)

第9条 2023年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度中（以下「A種優先配当期間」という。）に属する日を基準日として剰余金の配当がされる場合、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（「A種優先株主」と併せて、以下「A種優先株主等」という。）は、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（「普通株主」と併せて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）及び前事業年度に係る配当後の未払A種優先配当金の配当を受けることができる。

- 2 A種優先配当金の額は、当会社の貸借対照表上の現預金勘定及び短期貸付金勘定の合計額が2億円（必要最低現預金額）を上回る場合、その上回った額の範囲内において、配当基準日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、以下の算式に従い算出される金額（以下「A種優先配当金基準額」という。）を既発行のA種優先株式の総数で除した金額とする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中に、A種優先株主等に対し、当該配当基準日より前の日を基準日とした剰余金（未払A種優先配当金を除く。）の配当がされたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

<算式>

A種優先配当金基準額＝譲渡期日時点における当会社の貸借対照表上の短期貸付金の額（以下「A種優先配当金総額」という。）÷5年

- 3 ある事業年度に属する日を基準日として A 種優先株主等に対して行われた剰余金の配当の総額が、A 種優先配当金基準額に達しない場合は、その不足額（以下「未払 A 種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該翌事業年度以降、A 種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A 種優先株主等に対して配当する。
- 4 A 種優先株主等は、A 種優先配当金基準額を超えて剰余金の配当を受けない。
- 5 A 種優先配当期間内に A 種優先株主等に対して行われた剰余金の配当の総額が A 種優先配当金総額に達しない場合は、A 種優先配当金総額に達するまで A 種優先配当期間を延長する。

（A 種優先株主等に対する残余財産の分配）

- 第 10 条 当社の残余財産を分配するときは、A 種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A 種優先配当金総額から A 種優先株主等が配当を受けた A 種優先配当金の総額を控除した残額を分配する。
- 2 前項に基づく分配がされた後に普通株主等へ残余財産を分配するときは、A 種優先株主等は A 種優先株式 1 株当たりにつき、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

（普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権））

- 第 11 条 A 種優先株主は、当社に対して書面による通知を行ったうえで、いつでも当社に対して普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部を取得することを請求することができる。
- 2 A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、1 株とする。

（普通株式対価の取得条項（強制転換））

- 第 12 条 当社は、A 種優先配当期間経過後（ただし、未払 A 種優先配当金がある場合は当該配当金の配当終了後）、A 種優先株主等に対して書面による通知を行ったうえで、いつでも当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、普通株式の交付と引換えに、A 種優先株式の全部を取得することができる。
- 2 かかる取得により A 種優先株主に対して交付すべき普通株式数は 1 株とする。

(株式併合又は分割、募集株式の割当て等)

第13条 普通株式について株式の併合又は分割を行う場合、A種優先株式についても、普通株式と同時に同一割合により株式の併合又は分割を行う。

2 A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

### 第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合は、当該株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及び結果等、法定の事項を記載し、議長及び出席した取締役、監査役の氏名・名称を記載する。

2 前項の議事録は10年間本店に備え置くものとする。

(種類株主総会)

第19条 当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

3 第15条、第17条及び前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

5 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 第4章 取締役及び取締役会等

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

2 取締役会に関する事項は、法令又は定款の定めによるほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任並びに解任する。

2 取締役の選任並びに解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定することができる。

- 2 取締役会の決議によって、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は、当会社を代表し業務を執行する。

(執行役員)

第26条 取締役会は、その決議により、執行役員を選任する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(顧問・相談役)

第28条 取締役会で必要と認めるときは、顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第30条 取締役会の招集通知は代表取締役がこれをなし、各取締役及び監査役に対し、会日3日前に発することを要する。但し、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第32条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及び結果等、法定の事項を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

2 前項の議事録は10年間本店に備え置くものとする。

## 第5章 監査役

(監査役の設定)

第34条 当社は、監査役を置く。

(監査役の監査の範囲)

第35条 監査役は会計監査と業務監査を行う。

(監査役の員数)

第36条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。



(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 当会社は株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭により剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載された株主等に対し、金銭により剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第42条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主等に対し金銭による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

2 配当金に利息は付さない。

(除斥期間)

第43条 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

## 第7章 附 則

(法令の適用)

第44条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上

2023年4月1日改訂